

乳児子育て世帯応援事業のお知らせ



少子化が進行する中で、子どもの誕生を祝い、乳児期の子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えることを目的に、子育てを応援する事業を実施しています。

事業内容

1. 乳児用おむつ券交付事業・乳児おむつ用ごみ袋給付事業

満1歳になるまでの乳児を養育する保護者に、紙おむつ等の購入時に使用できる乳児用おむつ券（商品券）及びおむつ用ごみ袋を交付（給付）します。

交付する乳児用おむつ券は、乳児一人につき1月3,000円相当とし、最大12月分です。また、おむつ用ごみ袋として富良野市指定衛生用品ごみ袋を1月5枚、最大12月分を給付します。

・乳児用おむつ券及び乳児おむつ用ごみ袋の算定期間等

住民登録区分	交付（給付）算定期間	申請期間	おむつ券 使用期限
出生時に本市に住民登録がある保護者	誕生日の属する月から12月分支給	生まれた日から3か月以内に申請してください	満1歳になる月の3か月後の月末まで
出生後に本市に転入した保護者	本市に住民登録をした日の属する月から満1歳になる月まで	本市に住民登録した日から3か月以内に申請してください。	

・おむつ券を使用できる店舗

- ①(株)サッポロドラッグストア富良野店
- ②(株)ツルハ (ア)富良野店 (イ)緑町店 (ウ)弥生店
- ③DCM ホームマック(株)富良野店
- ④生活協同組合コープさっぽろ富良野店

・おむつ券で購入できるもの

紙おむつ・紙パンツ・おむつ用ライナー・おしりふき

2. 出産祝品贈呈事業

子どもが生まれた時点で富良野市民である保護者に、市が指定する撮影者に子どもの写真を撮影してもらい。キャビネサイズのフォトフレームに入れてお渡しします。

写真の撮影期間は、子どもの満1歳の誕生日の1か月後までです。

市が指定する撮影者の一覧表は、申請時にお渡しします。

3. 第3子以降多子世帯出産祝金給付事業

子どもが生まれた時点で3か月以上富良野市民である第3子以降の子どもが生まれた保護者に、第3子以降の子ども一人につき10万円を給付します。なお、そのうち5万円相当分は、ふらの市内共通商品券で給付します。

*** 申請手続き ***

- 申請窓口は、保健センター1階保健医療課・山部支所・東山支所です。
- 申請時に必要なもの
 - ①乳児子育て世帯応援事業申請書
窓口でお渡しします。市のホームページからダウンロードもできます
 - ②母子手帳
- ※第3子以降多子世帯出産祝金給付事業の申請時には次のものも必要です
 - ①印鑑
 - ②振込先口座番号を確認できるもの（通帳・キャッシュカード）
- 申請期間
子どもの誕生日から3か月以内
※転入の場合は転入日から3か月以内



★★★★申請書の提出先、問合せ先★★★★

保健福祉部保健医療課医療健診係

〒076-0018 富良野市弥生町1番3号 富良野市保健センター内

☎ 39-2200 FAX 39-2224

E-mail hoken-ka@city.furano.hokkaido.jp

裏面もご覧ください。